

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
(SPS協定) 附属書Bの5(a) に基づくものです。

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、抗菌性飼料添加物の指定の取消しを予定していますので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

- 1 件名  
抗菌性飼料添加物の指定の取消しについて
- 2 対象品目  
硫酸コリスチン及びバージニアマイシン
- 3 趣旨及び目的  
硫酸コリスチン及びバージニアマイシンについて、抗菌性飼料添加物のリスク管理措置として飼料添加物の指定を取り消す。
- 4 適用予定日  
未定
- 5 意見提出先  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 03-3502-8111 内線 4546  
FAX 03-3502-8275
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配布された日から60日間